

羽曳野市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年3月
羽曳野市

目 次

I	はじめに	P. 1
1	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	P. 1
2	市における行動計画作成の経緯	P. 1
3	対策となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症	P. 2
II	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	P. 3
1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	P. 3
2	新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	P. 4
3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	P. 5
4	被害想定	P. 6
5	社会への影響	P. 7
6	発生段階	P. 7
7	対策推進のための役割分担	P. 8
8	市行動計画の主要6項目及び横断的な留意点	P. 11
	羽曳野市における各発生段階に応じた推進体制と主な対応	P. 17
III	各発生段階における対策	P. 18
	未発生期	P. 18
	(1) 実施体制	P. 18
	(2) 情報収集・サーベイランス	P. 18
	(3) 情報提供・共有	P. 19
	(4) 予防・まん延防止	P. 20
	(5) 医療	P. 21

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保・・・・・・・・・・P. 21

府内未発生期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 22

(1) 実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 22

(2) 情報収集・サーベイランス・・・・・・・・・・・・P. 22

(3) 情報提供・共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 23

(4) 予防・まん延防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 23

(5) 医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 24

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保・・・・・・・・P. 24

府内発生早期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 25

(1) 実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 25

(2) 情報収集・サーベイランス・・・・・・・・・・・・P. 25

(3) 情報提供・共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 26

(4) 予防・まん延防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 26

(5) 医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 28

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保・・・・・・・・P. 28

府内感染期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 30

(1) 実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 30

(2) 情報収集・サーベイランス・・・・・・・・・・・・P. 31

(3) 情報提供・共有・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 31

(4) 予防・まん延防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 31

(5) 医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 33

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保・・・・・・・・P. 33

小康期	P. 35
(1) 実施体制	P. 35
(2) 情報収集・サーベイランス	P. 35
(3) 情報提供・共有	P. 35
(4) 予防・まん延防止	P. 36
(5) 医療	P. 36
(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保	P. 36
特定接種の対象となり得る業種・職務について	P. 38
(1) 特定接種の登録事業者	P. 38
(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員	P. 43
用語解説	P. 45

I はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザ^{*}は、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルス^{*}とウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）^{*}となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症^{*}の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、これからが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性^{*}が高い新型インフルエンザ等や同様の危険性がある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成25年4月に施行された。

2 市における行動計画作成の経緯

国において、平成17年に「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ等対策行動計画」が作成された。

その後、科学的知見の蓄積を踏まえ、数次にわたり、部分的な改正が行われ、平成20年4月「感染症の予防及び感染症の患者に対する医者に関する法律および検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」が成立し、水際対策など新型インフルエンザ等対策の強化が図られた。

しかし、平成21年当時の政府行動計画が、鳥インフルエンザ由来の病原性が高い場合のみを想定したものであったことから、新型インフルエンザ（A/H1N1pdm2009）のような病原性の低いウイルスに対しても、臨機応変な対策を効果的に実施できるよう、国は平成23年9月に「新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定を実施した。

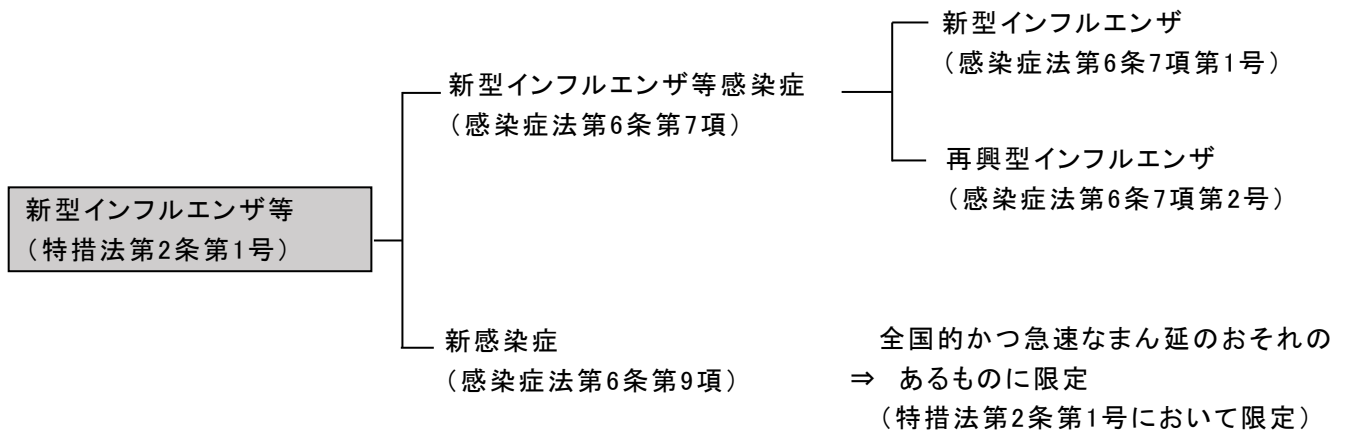
そのため、本市においても、国の改定を踏まえ、また、政府行動計画（平成25年6月7日）及び大阪府行動計画（平成25年10月）との整合性を持たせる意味からも病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示すため、特措法第8条の規定により「羽曳野市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成したものである。

今後、政府ガイドラインや専門的知見をもとに業務計画等^{*}を整備することにより、本市における新型インフルエンザ等の対策を充実させることとする。

3 対策となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、政府行動計画及び大阪府行動計画と同じく、以下のとおりである。

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- (2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの（以下「新感染症」という。）



市行動計画は、今後の科学的知見の集積による政府行動計画の見直し等を踏まえ、適時適切に変更を行うものとする。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国、更には市内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体に大きな影響を与えかねない。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうことを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として、国及び大阪府と連携して対策を講じていく。

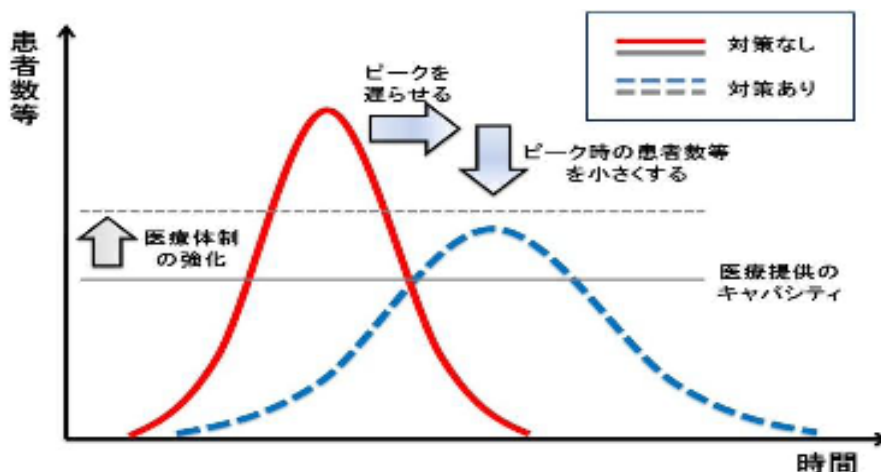
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ③ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ① 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ② 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

〈対策の効果 概念図〉



2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。従って、行動計画では、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示す必要がある。

政府行動計画では、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況・医療体制・受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスの取れた戦略を目指すこととしており、市行動計画においても同様の観点から対策を組み立てることとする。具体的には、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立するとしている。（実際の対策については、「Ⅲ各発生段階における対策」において記載。）

なお、政府行動計画では、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定するとしている。

- (1) 発生前の段階では、市民に対する啓発、業務計画等の作成など、発生に備えた事前の準備を周到に行うことが重要である。
- (2) 国においては、世界で新型インフルエンザ等が発生した段階で、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。
新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということをも前提として対策を講じることが必要である。
- (3) 府内発生当初の段階では、市民の積極的な感染予防策による感染拡大スピードの抑制が重要となる。
- (4) 国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。
また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小もしくは、中止を図るなど見直しを行うこととする。
- (5) 府内で感染が拡大した段階では、国、大阪府、本市、事業者等は相互に連携して、医療の確保や市民生活の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定される。したがって、当初の想定どおりには進まないことが考えられるため、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対応していく必要がある。

(6) 事態によっては、地域の実情等に応じて、本市が大阪府新型インフルエンザ等対策本部（以下「府対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬^{*}等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

そのため、国は、事業者の従業員の罹患等により、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを国民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、府、市町村、指定（地方）公共機関^{*}による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

本市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また、発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画、大阪府行動計画及び市行動計画又は業務計画等に基づき、国、大阪府、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において次の点を留意する。

(1) 基本的人権の尊重

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等がなされる場合、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

本市対策本部は、大阪府対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

大阪府対策本部長から、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、必要に応じて速やかに所要の総合調整を行う。

(4) 記録の作成・保存

本市は、本市対策本部の立ち上げ以降、対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 被害想定

新型インフルエンザ等の流行規模は、ウイルスの病原性や感染力等の病原体側の要因や、人の免疫の状態等宿主側の要因、医療環境や社会環境など複合的要因に左右される。

政府行動計画では、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考とし、一つの例として流行規模の想定を行っており、全人口の25%が罹患すると想定して、受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行っている。

本市における流行規模の想定にあたっては政府行動計画の中で示された推計を参考に受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行った。

<羽曳野市における新型インフルエンザ等流行時の健康被害予測>

	全 国	大阪府	羽曳野市
人口（平成22年）	約1億2,806万人	約886万人	約12万人
罹患者数（25%）	約3,200万人	約220万人	約3万人
（アジアインフルエンザ並みの致死率0.53%の場合による推計）			
受診患者数	約2,500万人 （上限値）	約173万人 （上限値）	約2.3万人 （上限値）
入院患者数	約53万人 （上限値）	約3万7千人 （上限値）	約490人 （上限値）
死亡者数	約17万人 （上限値）	約1万2千人 （上限値）	約160人 （上限値）
1日当たり最大 入院患者数	約10万1千人 （流行発生から5週目）	約7千人 （流行発生から5週目）	約90人 （流行発生から5週目）

※平成22年10月1日現在年齢別人口より国の試算割合に基づき換算して試算

〔留意点〕

- ① これらの推計にあたっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の効果や、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。また、被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

- ② 未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザ等と同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象としている。

そのため、新型インフルエンザ等の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することから、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

5 社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- (1) 市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤する。
罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- (2) ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校（学校教育法第1条第1項、第124条、第134条に規定する学校を指す。以下同じ）・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

6 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、発生の状況に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、行動計画であらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

国において、緊急事態宣言の指定区域の最小単位を原則として都道府県としている。大阪府では、発生段階を「未発生期」「府内未発生期」「府内発生早期」「府内感染期」「小康期」の5つに分類し、行動計画を作成している。本市においても、これらの発生段階に基づき大阪府行動計画で定める発生段階とする。

大阪府行動計画では、発生時における各発生段階への移行時期については、必要に応じて国と協議の上、大阪府が判断するとしている。

本市においては、市行動計画で定められた対策を大阪府が定める段階に応じて実施することとする。

なお、発生段階の期間は極めて短期間となる可能性もあり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らない。さらには、緊急事態宣言が発出された場合には、対策の内容も変化する。

発生段階	状態	政府行動計画の発生段階
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期
府内未発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発生期
	国内のいずれかで新型インフルエンザ等が発生しているが、府内では発生していない状態	国内発生早期
府内発生早期	府内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
府内感染期	新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	国内感染期
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期

7 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

- ① 新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- ② 新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進やWHOその他の国際機関等との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- ③ 新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

(2) 大阪府の役割

- ① 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針等に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断が求められる。
- ② 新型インフルエンザ等発生前は、政府行動計画、ガイドライン等を踏まえ、医療の確保、感染拡大防止対策等の対策に関し、府内の実情に応じた行動計画等を作成するなど事前の準備を進める。
- ③ 新型インフルエンザ等の発生時には、府対策本部を設置し、基本的対処方針等を踏まえ、府内の状況に応じて判断を行い、府行動計画等に基づき、対策を実施する。

- ④ 府内に緊急事態宣言が発出されたときは、国や市町村と連携し、必要に応じて、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を適切に講じる。
- ⑤ 市町村及び指定地方公共機関等と緊密な連携を図るとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

（３）保健所の役割

- ① 地域における対策の中心的役割を担い、市町村や所管内医療機関等と連携して情報の収集・提供、感染拡大の抑制等に取り組む。
- ② 新型インフルエンザ等の発生前には、保健所管内の状況に応じた関係機関との連携体制の整備や保健所内の体制づくり等事前の準備を行う。
- ③ 新型インフルエンザ等の発生時には、地域医師会、歯科医師会、薬剤師会、指定地方公共機関を含む地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）や新型インフルエンザ等協力医療機関（以下「協力医療機関」という。）、薬局、市町村、消防、警察、社会福祉協議会等の関係者からなる保健所管内関係機関対策会議（以下「対策会議」という。）を開催し、地域における対策を推進する。
また、府内発生早期には、積極的疫学調査の実施とともに、病原性等の把握のための情報収集を行う。
- ④ 速やかに適切な医療の提供が行われるよう所管区域内の医療機関と緊密な連携を図り、必要な支援や調整を行う。

（４）本市の役割

- ① 市民に最も身近な地方公共団体として、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、要援護者への支援に関し、基本的対処方針等を踏まえ、市行動計画や業務計画等に基づき、的確に実施する。対策の実施に当たっては、大阪府や近隣の市町村と緊密な連携を図る。
- ② 新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画や大阪府行動計画を踏まえ、住民の生活支援等の市町村が実施主体となる対策に関し、それぞれ地域の実情に応じた行動計画等を作成するなど新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進める。
- ③ 新型インフルエンザ等の発生後、緊急事態宣言が発出されたときは、羽曳野市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という）を設置し、国及び大阪府における対策全体の基本的な方針を踏まえ、地域の状況に応じて対策を進める。
- ④ 大阪府が緊急事態措置を講じる際には、適切に連携・協力する。
- ⑤ 保健所が行う搬送体制の整備に協力する。

（５）医療機関の役割

- ① 医療機関は発生から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保に努める。

- ② 医療機関は、新型インフルエンザ等の発生時においても継続して医療を提供するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の作成等事前の準備に努める。
- ③ 各医療機関において連携し、適切な医療の提供に協力する。

(6) 指定地方公共機関の役割

- ① 新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。
- ② あらかじめ業務計画を作成するとともに、必要物品の備蓄等を行い、発生時の業務の推進に備える。

(7) 登録事業者の役割

- ① 特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び府民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で厚生労働大臣が登録する者（以下「登録事業者」という。）は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持するため、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や事業継続に向けて、事前準備を積極的に行う。
- ② 新型インフルエンザ等発生時には、事業を継続するように努める。

(8) 一般の事業者

- ① 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。
- ② 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(9) 市民

- ① 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するように努める。
- ② 発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ③ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

8 市行動計画の主要6項目及び横断的な留意点

政府行動計画及び大阪府行動計画は、2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小限に抑える」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を、次の(1)～(6)の主要項目について発生段階ごとに示すこととし、本項では横断的な留意点について記す。

- (1) 実施体制
- (2) 情報収集・サーベイランス*
- (3) 情報提供・共有
- (4) 予防・まん延防止
- (5) 医療
- (6) 市民生活安定の確保

市行動計画においても政府行動計画及び大阪府行動計画との整合を確保し、上記6項目を主要な対策として位置付ける。各項目ごとの対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、本市は、国、大阪府、事業者と相互に連携を図り、一体となった取り組みを行うことが求められる。

本市においては、新型インフルエンザ等の発生前から、事前準備の進捗を確認し、関係部局(課)等の連携を確保しながら、全庁一体となった取り組みを推進する。

緊急事態宣言が発出されたときは、全庁一体となった対策を強力に推進するため、速やかに市長を本部長とする市対策本部を設置する。

本部長は、市対策本部会議に、必要に応じて有識者等の出席を求め、専門的意見を聴取する。

■ 本市対策本部会議の設置等

組織体制

緊急事態宣言が発出されたとき

羽曳野市新型インフルエンザ等対策本部

(羽曳野市新型インフルエンザ等対策本部設置条例)

本部長 (市長)

副本部長 (副市長)

本部員 (教育長・消防長・各部局長・本部長の指名する市職員)

事務局：危機管理室・健康増進課

新型インフルエンザ等対策会議 (各部局長)

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長 教育委員会事務局教育次長 水道局長 市長公室長 危機管理室長 総務部長 総務部税務長 市民人権部長 土木部長 下水道部長 都市開発部長 生活環境部長 保健福祉部長 保健福祉部保険健康室長 福祉事務所長 消防長又はその指名する消防吏員

(2) 情報収集・サーベイランス

- ① 国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点（府内感染期）では、患者の全数把握は、その意義が低下し、また、医療現場の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

- ② サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用する。また、地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てる。

（３）情報提供・共有

〈１〉基本的考え方

A 情報提供・共有の目的

- ① 市民生活に重大な影響を及ぼす危機管理上の重要な課題という認識を共有し、国、府、市町村、医療機関、事業者、個人の各々が自らの役割を理解するとともに、十分な情報を基に判断し、適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、各主体間でのコミュニケーションが必須である。
- ② 情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け手の反応の把握までも含むことに留意する。

B 情報提供手段の確保

- ① 外国人、障がい者、高齢者といった方々にもわかりやすく、正確かつ迅速に情報が伝わるよう配慮するとともに、インターネットを含めた多様な媒体を用いて情報提供を行う必要がある。

C 発生前における市民等への情報提供

- ① 発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、本市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。
- こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しい行動してもらううえで必要である。
- ② 特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健福祉部と教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

D 発生時における市民等への情報提供及び共有

- ① 新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮して、どのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者及び疑い患者（以下「患者等」という。）の人権にも配慮して迅速かつわかりやすい情報提供を行う。
- ② 市民への情報提供に当たっては、媒体の中でもテレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報保護と公益性とに十分配慮して伝える必要がある。

- ③ 誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、早期に個々に打ち消す情報を発信する必要がある。
- ④ 市民に対する情報提供を行う手段として、広報誌やホームページ等を活用する。
- ⑤ 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）や個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

E 情報提供体制

- ① 情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。
- ② 対策の実施主体となる部局（課）等が情報を提供するには、適切に情報を提供できるよう、本市対策本部が調整する。
- ③ コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、市民不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受け手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

(4) 予防・まん延防止

〈1〉目的

- ① 新型インフルエンザ等のまん延防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等の増加を抑制し、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制の破綻を回避し、市民に必要な医療を適切に提供する体制を維持することを目的とする。

〈2〉主な感染拡大防止策

- ① 個人レベルの対策として、未発生期から、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策の普及を図る必要がある。
- ② 地域対策及び職場対策については、市内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。
- ③ 緊急事態宣言が発出され、大阪府が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行った場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

〈3〉 予防接種

新感染症については、発生した感染症によってワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

A【特定接種】

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

a 対象

- ・登録事業者のうち一定の業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

b 接種順位

登録事業者及び公務員の接種順位の考え方については、国は、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、事前に「参考資料1」（P.38）のとおり整理しているが、危機管理においては、状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、発生時の社会状況等を総合的に判断し、政府対策本部が決定する。

- ① 医療関係者
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ③ 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- ④ それ以外の事業者

c 接種体制

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとし、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を整備する。

B【住民接種】

- ① 特措法において、緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が発出されている場合は、特措法第46条に基づき予防接種法第6条の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。
- ② 一方、緊急事態宣言が発出されていない場合は、予防接種法第6第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。
- ③ 住民に対する予防接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとし、接種が円滑に行えるよう接種体制の整備を図る。

(5) 医療

〈1〉 基本的考え方

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には限界があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

〈2〉 発生前における医療体制の整備

- ① 二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地域の関係者と密接に連携を図りながら本市の実情に応じた医療体制の整備を推進する。
- ② 大阪府が作成する帰国者・接触者外来を設置する予定の医療機関及び休日診療所といった公共施設のリスト化に協力する。

〈3〉 発生時における医療体制の維持・確保

- ① 医療の分野での対策を推進するにあたっては、対策の現場である医療機関との迅速な情報共有が必須であり、市医師会・病院等の関係機関のネットワークを活用することが重要である。
- ② 既存の医療施設の対応能力を超えるような事態においては、大阪府が臨時の医療施設の設置や災害医療に準じた体制を確保するにあたり、連携を図る。また、大阪府の搬送体制確保に協力する。

(6) 市民生活の安定の確保

- ① 新型インフルエンザ等は、多くの市民が罹患し、各地域での流行が8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。
- ② このため、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活への影響を最小限にするため、特措法に基づき、事前に十分準備を行うことが重要である。

〈羽曳野市における各発生段階に応じた推進体制と主な対応〉

発生段階	庁内体制	主な対応
未発生期	<p>〈海外で“トリーヒト感染”患者発生〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「羽曳野市新型インフルエンザ等行動計画」の作成 ・「羽曳野市業務継続計画（新型インフルエンザ編）」の作成 ・新型インフルエンザ等に関する情報収集 ・通常のインフルエンザ等に対するサーベイランス ・新型インフルエンザ等のサーベイランスの情報収集 ・新型インフルエンザ等の人への感染事例への対応 ・新型インフルエンザ等防疫対策 ・地域医療体制の確保と整備 ・入院患者受け入れ医療機関リスト化の協力 ・予防接種の接種体制の整備 ・市民への情報提供（随時見直し） ・市民、事業者に対する事前準備の要請
海外発生期	<p>〈海外で“ヒトーヒト感染”発生疑いがあり、国が対策本部を設置〉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザサーベイランスの調査・協力 ・国内発生に備えた対策の準備・実施 ・感染症法に基づく措置（入院勧告、確定診断、疫学調査等） ・市民、事業者に対する感染防止の普及啓発 ・コールセンターの設置 ・特定接種の実施・住民接種の接種体制構築
国内発生早期	<p>〈国内で“新型インフルエンザ等感染”患者発生〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・羽曳野市新型インフルエンザ等対策本部（市本部長：市長） ・新型インフルエンザ等対策会議（各部局長） 	<ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターの拡充 ・住民接種の実施 ・発生地域における不要不急の大規模集会等不特定多数の集まる活動の自粛要請・周知 ・患者が関係する発生地域の学校等の臨時休業等の要請 ・感染の可能性がある従業員の出勤停止・受診の要請・病院・高齢者施設等における感染予防策の強化 ・市民の外出自粛要請、更なる感染防止策の推奨
国内感染期	<p>〈市内感染期に移行する時期〉</p> <p>「非常事態宣言」【市長】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他の地方公共団体による代行・応援 ・市内における不要不急の大規模集会等不特定多数の集まる活動の自粛 ・回復期に至るまでの市民、事業所等への感染防止策の周知・徹底要請 ・病床不足が予想される場合の利用可能な施設に対する患者対応 ・コールセンターの継続 ・在宅療養者への支援 ・介助者がいない者への支援 ・計画の見直し検討等 ・火葬炉の確認、一時的な遺体安置施設の確保
小康期	<ul style="list-style-type: none"> ・羽曳野市新型インフルエンザ等対策本部（市本部長：市長）の解散 ・新型インフルエンザ等対策会議（各部局長）の解散 <p>※国の「小康期」宣言を踏まえて、「非常事態宣言」を解除【市長】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「羽曳野市新型インフルエンザ等行動計画」に関する総合評価 ・まん延防止策の縮小 ・コールセンターの縮小・終了 ・第二波に備え、新臨時接種を進める ・流行が収まるまでの情報提供 ・流行の第二波に備えた「羽曳野市新型インフルエンザ等対策行動計画の見直し検討等」

Ⅲ 各発生段階における対策

未発生期

●状態
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状態。
●対策の目的
<ol style="list-style-type: none"> 1) 発生に備えて体制の整備を行う。 2) 市内発生の早期確認に努める。
●対策の考え方
<ol style="list-style-type: none"> 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、大阪府や関係団体との連携を図り、対応体制の整備や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

〈1〉市行動計画等の作成

特措法の規定に基づき、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画・業務計画等を作成し、必要に応じて見直す。

(保健福祉部・市長公室)

〈2〉体制の整備及び連携強化

① 市内の取り組み体制を整備・強化するために、全庁的な初動対応体制を確立するとともに、発生時に備え、行政機能を維持するための業務継続計画を作成する。

(各部局)

② 大阪府と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

(保健福祉部・市長公室・各部局)

③ 大阪府の支援を受けて、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門家、職員等を養成する。

(保健福祉部・市長公室)

(2) 情報収集・サーベイランス

〈1〉情報収集

国及び大阪府等が提供する新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の最新情報を収集する。

(保健福祉部・市長公室)

〈2〉サーベイランス

インフルエンザの感染拡大の早期探知のため、大阪府が行う市内の幼稚園、保育所、小学校、中学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖・休校等）の調査に協力する。

（保健福祉部・市長公室・教育委員会）

（3）情報提供・共有

〈1〉継続的な情報提供

- ① 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。
（保健福祉部・市長公室・各局）
- ② マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。
（保健福祉部・市長公室・各局）

〈2〉体制整備等

広報・広聴体制の体制整備等の事前の準備として以下を行う。

- ① 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容
 - ・ 提供内容：対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性とに十分配慮した内容、対策の実施主体の明確化
 - ・ 媒体：テレビや新聞等のマスメディアの活用、情報の受け手に応じて、複数の媒体・機関等の活用
 （保健福祉部・市長公室）
- ② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約してわかりやすく継続的に提供する体制を整備する。
（保健福祉部・市長公室）
- ③ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を整備する。
（保健福祉部・市長公室）
- ④ 大阪府や関係機関等メールや電話の活用、可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を整備する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。
（保健福祉部・市長公室・各局）
- ⑤ 大阪府の要請により、新型インフルエンザ等の発生時に、市民からの相談に応じるため、市のコールセンター等の設置、及び情報提供体制の準備を進める。
（保健福祉部・市長公室・各局）

（４）予防・まん延防止

〈１〉対策実施のための準備

A 個人における対策の普及

大阪府・学校・保育施設・福祉施設・事業所等とともに、基本的な感染予防対策や発生期における感染対策について知識の普及、理解の促進を図る。

a 基本的な感染予防対策例

- ・マスク着用
- ・咳エチケット
- ・手洗い
- ・うがい
- ・人混みを避ける等

b 発生時において、自ら感染が疑わしい場合の基本的な感染対策例

- ・帰国者・接触者相談センターに連絡する。
- ・感染を広げないように不要な外出を控える。
- ・マスクの着用等の咳エチケットを行う等。

（保健福祉部・市長公室・各部署）

B 国や大阪府と連携し、緊急事態宣言発出時における不要不急の外出自粛要請等の感染拡大防止対策について、市民の理解促進を図る。

（保健福祉部・市長公室・各部署）

〈２〉地域対策及び職場対策の周知

- ① 新型インフルエンザ等の発生時に実施する、個人における対策のほか、職場における感染防止対策（季節性インフルエンザ対策と同様）について周知準備を行う。

（保健福祉部・市長公室・各部署）

- ② 本市は、緊急事態宣言発出時における施設の使用制限の要請等の対策について周知準備を行う。

（保健福祉部・市長公室・各部署）

〈３〉予防接種

A 【特定接種】

- ① 厚生労働省が行う登録事業者の登録に協力する。

（保健福祉部・市長公室）

- ② 特権接種の対象となる本市職員等をあらかじめ決定するとともに、集団接種体制を整備する。

（保健福祉部・市長公室・水道局・教育委員会）

B 【住民接種】

- ① 国及び府の協力を得ながら、特措法第４６条又は予防接種法第６条第３項に基づき当該市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種する体制の構築を図る。

（保健福祉部・教育委員会）

- ② 円滑な接種の実施のために、国及び大阪府の技術的な支援を受けてあらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。

(保健福祉部・教育委員会)

- ③ 速やかに接種することができるよう、医師会、医薬品卸業者等の事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

(保健福祉部・教育委員会)

(5) 医療

- ① 大阪府が行う臨時の医療施設等として転用できる施設の調査及びリスト化の検討に協力する。

(保健福祉部)

- ② 帰国者・接触者外来リスト化の検討に協力する。

(保健福祉部)

- ③ 大阪府の搬送体制確保に協力する。

(保健福祉部)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

〈1〉 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

本市は、大阪府と連携し、府内感染期における要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、医療機関への搬送、死亡時の対応等について、その具体的手続きを決めておく。

(保健福祉部)

〈2〉 火葬能力等の把握

本市は、国及び府と連携し、火葬能力の維持・向上を図るとともに、一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

(保健福祉部)

〈3〉 物資及び資材の備蓄等

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

(保健福祉部・市長公室)

府内未発生期

<p>● 状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生、もしくは、国内の何れかの地域で発生した状態。 ・ 府内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・ 海外においては発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状態
<p>● 対策の目的</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新型インフルエンザ等の侵入をできるだけ遅らせ、市内発生の遅延と早期発見に努める。 2) 市内発生に備えて体制の整備を行う。
<p>● 対策の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、市民に準備を促す。

(1) 実施体制

〈1〉本市の体制準備

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出された場合に備え、市対策本部の設置準備を行う。
(保健福祉部・市長公室・各部局)
- ② 本市は、政府行動計画に基づき決定された海外発生期の基本的対処方針・症例定義・Q & A・大阪府の方針等を入手する。
(保健福祉部・市長公室・各部局)
- ③ 海外において、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断する場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。
(保健福祉部・市長公室・各部局)

(2) 情報収集・サーベイランス

〈1〉情報収集

未発生期に引き続き、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。
(保健福祉部・市長公室)

〈2〉サーベイランス

インフルエンザの感染拡大の早期探知のため、大阪府が行う市内の幼稚園、保育所、小学校、中学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖・休校等）の調査に引き続き協力する。
(保健福祉部・市長公室・教育委員会)

(3) 情報提供・共有

〈1〉情報提供

- ① 市民に対して、以下について留意しつつ、詳細にわかりやすく、できる限り速やかに情報提供し、注意喚起を行う。
- ・ 提供内容：海外での発生状況、現在の対策、府内で発生した場合に必要な対策等（対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体の明確化）
 - ・ 広報媒体：テレビ、新聞等のマスメディアの活用。
 - ・ 直接提供：市ホームページや総覧できるサイト等の複数の手段を利用。
- （保健福祉部・市長公室）

〈2〉コールセンター等の設置

- ① 大阪府からの要請に応じて、国等が配布したQ & A等を参考に、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行う。
- （保健福祉部・市長公室）
- ② 市民からの問い合わせを集約し、必要に応じて府等へ報告するとともに、市民が必要とする情報を精査して次の情報提供に反映する。
- （保健福祉部・市長公室）

(4) 予防・まん延防止

〈1〉感染症危険情報の発出等

国が発出した感染症危険情報を受け、関係機関と協力し、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。

（保健福祉部）

〈2〉予防接種

(1) 接種体制

A【特定接種】

基本的対処方針を踏まえ、国や大阪府と連携して、職員のうち、あらかじめ接種対象者と決定した者に対して、原則、集団的な接種により、本人の同意を得て特定接種を行う。

（保健福祉部・市長公室・各部局）

B【住民接種】

- ① 本市は、国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、国や大阪府と連携して、接種体制の準備を行う。
- （保健福祉部）
- ② 本市は、国や大阪府の要請を受け、全市民が速やかに接種できるよう、保健センター等での集団接種、協力医療機関での一斉接種（期間を定め集中的に接種）や個別接種、あるいはそれぞれの組み合わせ等、接種対象者に応じた接種体制構築の準備をすすめる。
- （保健福祉部）

(5) 医療

〈1〉 帰国者・接触者相談センターの周知

大阪府が帰国者・接触者相談センターを開設し、新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者からの電話相談を受けていることを周知する。

(保健福祉部)

〈2〉 大阪府の搬送体制確保への協力

大阪府が、保健所を通じ、府内での患者発生に備えて、消防機関と情報共有を図り、患者の搬送に関する協力・連携体制の徹底を図ることに協力する。

(保健福祉部)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

〈1〉 事業者への対応

本市は、必要に応じ、大阪府とともに、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を実施するための準備を行うよう要請する。

(保健福祉部・生活環境部)

〈2〉 遺体の火葬・安置

本市は、大阪府と連携し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置出来る施設等の確保ができるよう準備を行う。

(保健福祉部)

〈3〉 市民への呼びかけ

① 本市は、大阪府とともに、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

(保健福祉部・生活環境部)

② 市民に対し、外出自粛等に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄するよう呼びかける。

(保健福祉部)

府内発生早期

●状態
・ 府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
●対策の目的
1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
●対策の考え方
1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行う。 2) 政府対策本部が、大阪府に対し緊急事態宣言を発出した場合は、積極的な感染拡大防止策等をとる。 3) 個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、医療体制や感染拡大防止策について、市民に対し、積極的な情報提供を行う。 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 5) 府内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 6) 住民接種を早期に開始できるように準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

〈1〉対策本部の設置

大阪府が緊急事態宣言区域に指定された場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出された場合は、速やかに本市対策本部を設置し、市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進を図る。

(保健福祉部・市長公室・各部局)

(2) 情報収集・サーベイランス

〈1〉情報収集

引き続き国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

(保健福祉部)

〈2〉サーベイランス

大阪府が行う市内の幼稚園、保育所、小学校、中学校におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学年閉鎖・休校等)の調査に協力する。

(保健福祉部・市長公室・教育委員会)

(3) 情報提供・共有

〈1〉 情報提供

- ① 市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、府内外の発生状況と具体的な対策等について、その決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。
(保健福祉部・市長公室)
- ② 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう以下について周知する。
 - ・ 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること
 - ・ 個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応
(受診の方法等)
 (保健福祉部・市長公室)
- ③ 学校・保育施設等や福祉施設、事業所等での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
(保健福祉部・市長公室)
- ④ 市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ内容、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握する。
(保健福祉部・市長公室)
- ⑤ 市民の不安等を解消するために、必要に応じて情報提供を行うとともに、今後の情報提供に反映する。
(保健福祉部・市長公室)

〈2〉 情報共有

国、大阪府、医療機関、関係機関等と可能な限りインターネット等を活用してリアルタイムな情報共有に努め、対策方針の迅速な受伝達と現場状況把握を行う。
(保健福祉部)

〈3〉 コールセンター等の体制充実・強化

国等から配布されるQ & Aや本市対策本部においてとりまとめた相談状況等に基づき、インフルエンザ相談窓口等での相談体制の充実・強化を図る。
(保健福祉部・市長公室)

(4) 予防・まん延防止

〈1〉 市内でのまん延防止対策

- 国及び大阪府と連携して業界団体等を経由し又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行う。
- ・ 市民、福祉施設、事業所等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を推奨する。
 - ・ 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の推奨や職場における感染予防策の実施を要請する。

- ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。
 - ・ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有するものが集まる施設や、多数の者が居住する施設等において、感染予防策を強化するよう要請する。
- （各部局）

〈2〉 予防接種

【住民接種】

市民への接種（予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種）の実施については、国において、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮ったうえで決定される。

- ① パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て接種を開始する。
（保健福祉部・教育委員会）
- ② 市民に対し、接種に関する情報を提供する。
（保健福祉部・教育委員会）
- ③ 接種の実施にあたり、国及び大阪府と連携して、概ね市内1小学校区に1ヶ所の接種会場（基本的に市内小学校を接種会場とする）を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
（保健福祉部・教育委員会）

大阪府が緊急事態宣言区域に指定された場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

① 外出制限等

- ・ 大阪府が、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請することに適宜協力する。
（保健福祉部・市長公室・各部局）

② 施設の使用制限（学校、保育所等）

- ・ 大阪府が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行うことに適宜協力する。
（保健福祉部・市長公室・教育委員会）

③ 施設の使用制限等（②以外の施設）

- ・ 大阪府が、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行うことに適宜協力する。
- ・ 大阪府が、特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要

請を行うことに適宜協力する。

(保健福祉部・市長公室・各部局)

④ 住民接種

・ 基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(保健福祉部・教育委員会)

(5) 医療

大阪府の搬送体制確保に協力する。

(保健福祉部)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

〈1〉事業者への対応

本市は、必要に応じ、大阪府とともに、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を実施するための準備を行うよう要請する。

(保健福祉部・生活環境部)

〈2〉市民への呼びかけ

① 本市は、大阪府とともに、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

(保健福祉部・生活環境部)

② 市民に対し、外出自粛等に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄するよう呼びかける。

(保健福祉部)

大阪府が緊急事態宣言区域に指定された場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出された場合は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

〈1〉水の安定供給

業務計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等及び、緊急事態において水を安定かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

(水道局)

〈2〉サービス水準に係る市民への呼びかけ

本市は、大阪府とともに、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

(生活環境部・各部局)

〈3〉生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市民生活の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視する。

(保健福祉部・生活環境部)

- ② 必要に応じ、小売業等関係事業者団体に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

(保健福祉部・生活環境部)

- ③ 必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(保健福祉部・生活環境部)

府内感染期

<p>● 状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。 ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
<p>● 対策の目的</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 医療体制を維持する。 2) 健康被害を最小限に抑える。 3) 市民生活・市民経済への影響を最小限に抑える。
<p>● 対策の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。 2) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 3) 流行のピーク時の入院患者や重症者数をなるべく抑えて医療体制への負荷を軽減する。 4) 医療体制の維持に全力を尽くして、健康被害を最小限にとどめる。 5) 欠勤者の拡大が予測されるが、市民生活の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 6) 医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 7) 状況の進行に応じて、必要性の低下した対策を縮小もしくは中止する。

(1) 実施体制

大阪府が緊急事態宣言区域に指定された場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出された場合は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

〈1〉市対策本部の設置

緊急事態宣言が発出された場合、すみやかに本市対策本部を設置し、市域に係る新型インフルエンザ等の総合的な推進を図る。

(保健福祉部・市長公室・各部局)

〈2〉他の地方公共団体による代行・応援等

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法に基づく他の地方公共団体による代行、応援、職員の派遣等の措置の活用を行う。

(保健福祉部・市長公室・総務部)

(2) 情報収集・サーベイランス

〈1〉 情報収集

引き続き、国等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

(保健福祉部・市長公室)

〈2〉 サーベイランス

大阪府が行う市内の幼稚園、保育所、小学校、中学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖・休校等）の調査に協力する。

(保健福祉部・市長公室・教育委員会)

(3) 情報提供・共有

〈1〉 情報提供

① 個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、下記について周知する。

- ・ 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること
- ・ 個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）

(保健福祉部・市長公室・各局)

② 学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

(保健福祉部・市長公室・教育委員会・各局)

③ 市民の不安等を解消するために、必要に応じて情報提供を行うとともに、その後の情報提供に反映する。

(保健福祉部・市長公室)

〈2〉 情報共有

本市対策本部等は、国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、庁内各課においても共有する。

(保健福祉部・市長公室・各局)

〈3〉 コールセンター等の継続

コールセンター等の運営を継続する。

(保健福祉部・市長公室)

(4) 予防・まん延防止

〈1〉 府内での感染拡大防止策

① 業界団体等を経由し、又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ・ 市民、福祉施設、事業所等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。

(保健福祉部)

- ・ 事業者に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請するとともに、職場における感染予防策の徹底を要請する。
(保健福祉部)
- ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。
(保健福祉部・市長公室・各局)
- ・ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。
(保健福祉部・各局)

〈2〉予防接種

本市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。
(保健福祉部・教育委員会)

大阪府が緊急事態宣言区域に指定された場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出され、かつ、患者数の拡大に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況においては、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

〈1〉外出制限

大阪府が特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請することに、適宜協力する。
(保健福祉部・市長公室・各局)

〈2〉施設の使用制限

大阪府が特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行うことに、適宜協力する。
(保健福祉部・市長公室・教育委員会)

〈3〉施設の使用制限等（〈2〉以外の施設）

- ① 大阪府が特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行うことに、適宜協力する。
(保健福祉部・市長公室・各局)
- ② 大阪府が、特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行うことに適宜協力する。
(保健福祉部・市長公室・各局)

〈4〉予防接種

特措法第46条に基づく住民接種を進める。
(保健福祉部・教育委員会)

(5) 医療

○ 在宅で療養する患者への支援

国及び大阪府と連携し、関係機関・団体等の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

（保健福祉部）

大阪府が緊急事態宣言区域に指定された場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出され、市内の医療機関が不足している場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、大阪府が実施する臨時の医療施設の設置、及び医療の提供に協力する。

（保健福祉部）

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

〈1〉事業者への対応

本市は、大阪府とともに、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を実施するための準備を行うよう要請する。

（保健福祉部・生活環境部）

〈2〉市民への呼びかけ

① 本市は、大阪府とともに、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

（保健福祉部・生活環境部）

② 市民に対し、外出自粛等に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄するよう呼びかける。

（保健福祉部）

大阪府が緊急事態宣言区域に指定された場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

〈1〉業務の継続等

国が行う各登録事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況確認等に協力する。

（保健福祉部）

〈2〉水の安定供給

業務計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等及び、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

（水道局）

〈3〉 サービス水準に係る市民への呼びかけ

本市は、大阪府とともに、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

(生活環境部・各部局)

〈4〉 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市民生活の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視する。

(保健福祉部・生活環境部)

- ② 生活関連物資等の需給、価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(保健福祉部・生活環境部)

- ③ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、行動計画等で定めるところにより、適切な措置を講じる。

(保健福祉部・生活環境部)

〈5〉 要援護者への生活支援

大阪府の要請に応じ、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(保健福祉部)

〈6〉 埋葬・火葬の特例等

本市は、火葬場の管理者に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。また、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

(保健福祉部)

小康期

●状態
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行はいったん終息している状態。
●対策の目的
1) 市民生活の回復を図り、流行の第二波に備える。
●対策の考え方
<ol style="list-style-type: none"> 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波の発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

○ 市対策本部の廃止

緊急事態解除宣言が発出された時は、市対策本部を廃止する。

(保健福祉部・市長公室)

(2) 情報収集・サーベイランス

〈1〉情報収集

国及び大阪府等が提供する新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の最新情報を収集する。

(保健福祉部・市長公室)

〈2〉サーベイランス

インフルエンザの再流行を早期に探知するため、大阪府が行う市内の幼稚園、保育所、小学校、中学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学年閉鎖・休校等)の調査に協力する。

(保健福祉部・市長公室・教育委員会)

(3) 情報提供・共有

〈1〉情報提供

① 引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。

(各部局)

② 市民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

(保健福祉部・市長公室)

〈2〉情報共有

市対策本部等は、国のインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持する。

(各部局)

〈3〉コールセンター等の体制の縮小

状況を見ながら、コールセンター等の体制を縮小する。

(保健福祉部・市長公室)

(4) 予防・まん延防止

○ 予防接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

(保健福祉部・教育委員会)

大阪府が緊急事態宣言区域に指定された場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、国及び大阪府と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

(保健福祉部・教育委員会)

(5) 医療

大阪府が緊急事態宣言区域に指定された場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、府内感染期に講じた措置を適宜縮小もしくは中止する。

(保健福祉部)

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

○ 市民への呼びかけ

必要に応じ、引き続き市民に対し、食料品、生活関連物資等の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

(保健福祉部・生活環境部)

大阪府が緊急事態宣言区域に指定された場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

〈1〉業務の再開

大阪府とともに、市内の事業者に対し、感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小もしくは、中止していた業務を再開

しても差し支えない旨周知する。

(保健福祉部・各部局)

〈2〉緊急事態措置の縮小、もしくは中止等

大阪府及び国と連携し、府内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置を縮小もしくは中止する。

(保健福祉部・市長公室・各部局)

特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1: 新型インフルエンザ等医療型, A-2: 重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等により患していると疑うに足る正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1:介護・福祉型, B-2:指定公共機関型, B-3:指定公共機関同類型, B-4:社会インフラ型, B-5:その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設(A-1に分類されるものを除く), 指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設, 有料老人ホーム, 障害福祉サービス事業, 障害者支援施設, 障害児入所支援施設, 救護施設, 児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医療機器修理業 医薬機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医薬機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医薬機器製造販売業 医薬機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定	財務省
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資(特措法施行令第14条で定める医薬品, 食品, 医療機器その他衛生用品, 燃料をいう, 以下同じ)の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	総務省
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	総務省
映像・音声・文字 情報製作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
河川管理・用水供給業	－	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省
工業用水道業	－	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	－	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	－	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPガスを含む）の供給	経済産業省
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・製粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう、以下同じ）の販売	農林水産省 経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品(石けん、洗剤、トイレトーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛星用品をいう、以下同じ)の販売	経済産業省
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業 (育児用調整粉乳に限る)	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	農林水産省
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	農林産業省
石油事業者	B-5	燃料小売業(LPガス、ガソリンスタンド)	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給	経済産業省
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1： 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務
(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2： 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる
国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3： 民間の登録事業者と同様の職務

区分1： 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務(秘書業務を含む)	区分1	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な考え方は、以下のとおり ・ 対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・ 事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分1	外務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈(行政府)	区分1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	-
都道府県対策本部の事務	区分1	-
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	-
市町村対策本部の事務	区分1	-
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	-
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	-
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議(秘書業務を含む)	区分1	-
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	-
国会の運営	区分1	-
地方議会の運営	区分1	-
緊急の改正が必要な法令審査、解釈(立法府)	区分1	-

区分2： 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分2	-
勾留請求，勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	法務省
刑事施設等（刑務所，拘置所，少年刑務所，少年院，少年鑑別所）の保安警備	区分2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分1 区分2	警察庁
救急 消火，救助等	区分1 区分2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用，船舶交通のための信号等の維持	区分1 区分2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策，在外邦人の輸送，医官等による検疫支援， 緊急物資等の輸送 その他，第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分1 区分2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	区分2	内閣官房 各府省庁

区分3： 民間の登録事業者と同様の業務

(1)の新型インフルエンザ等医療型，重大・緊急医療型，社気保険・社会福祉・介護事業，電気業，ガス業，鉄道業，道路旅客運送業，航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む），火葬・墓地管理業，産業廃棄物処理業，上水道業，河川管理・用水供給業，工業用水道業，下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

【用語解説】

新型インフルエンザ（A/H1N1）/インフルエンザ（H1N1）2009（P.1）

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的な大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

インフルエンザウイルス（P.1）

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイライダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

パンデミック（P.1）

感染症の世界的な大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

新感染症（P.1）

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第9項）

病原性（P.1）

新型インフルエンザ等対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

業務計画等（P.1）

行動計画の運用について、それぞれの担当部署で具体的な実施要綱を示したマニュアルと最優先に行うべき業務を事前に定め限られた資源を効率的に活用できるよう示した業務継続計画を示す。

抗インフルエンザウイルス薬（P.5）

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。経口内服薬のタミフル（商品名）や経口吸入薬のリレンザ（商品名）などがある。

指定（地方）公共機関（P. 5）

独立行政法人等の公的機関及び医薬品又は医療機器の製造や販売、電気やガス等の供給等の公益的事業を営む法人で国及び都道府県知事が指定する機関で、新型インフルエンザ等が発生した時に国や地方公共団体と連携して新型インフルエンザ等対策の的確な実施が求められている。

サーベイランス（P. 11）

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原性）の把握及び分析のことを示すこともある。